

野田市公告 第 208 号

令和 7 年度高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について

予防接種法第 5 条の規定による次の予防接種を実施するので、同法施行令第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 25 日

野田市長 鈴 木 有

1 予防接種の種類

高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種

2 対象者の範囲

(1) 接種日に 65 歳以上の者

(2) 接種日に 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者

3 自己負担金

6, 0 0 0 円

4 予防接種を行う期間及び場所

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

予防接種法施行令第 5 条に基づき、予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師が所属する野田市内指定医療機関又は野田市外契約医療機関

5 注意事項

(1) 接種不适当者

①本人の接種意思を確認できない者

②接種当日明らかな発熱を呈している者（37. 5℃以上）

③重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

④接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

⑤接種液の成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある者

- ⑥上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- (2) 接種要注意者
 - ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - ②予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - ③過去にけいれんの既往のある者
 - ④過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - ⑤接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - ⑥抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者